

津山市いじめ問題対策基本方針



津山市・津山市教育委員会

<目 次>

はじめに	．．．．．	P 1
第 1 章 いじめ問題への対策のための基本的な考え方	．．．．．	P 2
1 いじめの定義		
2 いじめを防止するための基本となる方向性		
3 津山市いじめ問題対策基本方針策定の目的		
第 2 章 いじめ問題への対策のために津山市が実施する施策	．．．．	P 3
1 津山市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）の設置		
2 津山市いじめ問題専門委員会（仮称）の設置		
3 教育委員会の取組		
（１）いじめの防止に関すること		
（２）いじめの早期発見に関すること		
（３）いじめへの対処に関すること		
（４）その他		
4 その他の事項		
第 3 章 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容	．．．．	P 6
1 学校いじめ問題対策基本方針の策定		
2 いじめ問題対策委員会（仮称）の設置		
3 学校が実施すべき取組		
（１）いじめの未然防止		
（２）いじめの早期発見		
（３）いじめへの対処		
（４）児童生徒いじめ問題対策委員会・会議（仮称）の開催		
第 4 章 重大事態への対処	．．．．．	P 9
1 重大事態の発生と調査（法第 2 8 条）		
（１）重大事態の発生		
（２）重大事態の報告		
（３）調査の趣旨及び調査主体		
（４）調査を行うための組織		
（５）調査結果の提供及び報告		
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置		
（１）再調査		
（２）再調査を行う機関の設置		
（３）再調査の結果をふまえた措置等		

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合は最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、大人が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子どもも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、みんなでいじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、津山市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「岡山県いじめ問題対策基本方針」（以下「岡山県基本方針」という。）を参酌しながら、「津山市いじめ問題対策基本方針」（以下「津山市基本方針」という。）を策定します。

この「津山市基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない社会の実現を方針の柱としています。

津山市立小・中学校においては、岡山県基本方針と、津山市基本方針が求める「教育委員会の取組」等、県と市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ問題対策基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

第1章 いじめ問題への対策のための基本的な考え方

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代においても社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向け、最も大切なことである。

子どもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で、自己実現を目指してのびのびと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめを防止するための基本となる方向性

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であり、いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するため、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力するとともに、子ども自身も、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚していじめ防止に取り組む。

3 津山市いじめ問題対策基本方針策定の目的

津山市基本方針は、いじめの問題への対策について市民みんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、いじめの防止及び解決を図るため、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 いじめ問題への対策のために津山市が実施する施策

いじめの防止等のための基本的な考え方に基づき、防止のための対策を総合的に策定し、以下のような施策を推進する。

- 子どもの健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- いじめの防止等のために必要な調査と検証
- いじめに係る相談体制又は、救済制度等についての広報及び啓発活動
- 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築 等

具体的な内容については、次のとおりである。

1 津山市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るとともに、専門的な見地及び市民の立場で、市のいじめ対策について検討するため、「津山市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、学識経験者、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、PTA、その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成する。

2 津山市いじめ問題専門委員会（仮称）の設置

津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、「津山

市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。専門委員会には、学識経験者、弁護士、心理や福祉の専門家などの専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努める。

< 専門委員会の機能 >

- 教育委員会の諮問に応じ、津山市基本方針に基づく有効な対策の審議
- 第三者機関として、いじめ問題の解決を図る
- 法第 24 条に基づく調査

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止に関すること

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じて、人権教育や道徳教育、体験活動等の充実を図る。

児童生徒によるいじめ防止に対する自主的な活動の支援を図る。

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、6月を「いじめ防止啓発月間」とする。

教職員に対し、いじめの防止に関する研修の実施等、資質向上に努める。

- ・ 教職員向けの手引き等を活用した教職員への研修
- ・ 生徒指導主事、人権教育推進担当者、道徳教育推進教師、教育相談担当者等を対象とした専門性を高める研修

学校生活における個々の児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を教職員が客観的に把握するための心理検査を計画的に実施し、いじめが起こりにくく、意欲的に学習や活動に取り組む集団づくりを支援する。

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者への啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見に関すること

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行う。

児童生徒及びその保護者並びに教職員等に対し、いじめに係る相談機関をホームページ、カード、チラシ等の配布によって周知する。

問題解決には、迅速かつ的確に初期対応を行うことが重要である。学校だけでは困難な事案等に関しては、スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家を派遣し、指導主事とともに学校と協力して解決にあたる。

インターネット等を通じて行われるいじめに対しては、県のネットパトロールと連携して実態把握を行い、早期発見・早期対応に努める。

(3) いじめへの対処に関すること

いじめに関する措置

- 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- 教育委員会は、学校からの報告を受けていじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、取り組むよう指導・助言する。
- いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要で

あることを学校に指導助言する。

(4) その他

学校評価の留意点

学校評価でいじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう必要な指導・助言を行う。

学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいく事ができるようにするため、校務支援システムの構築等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

4 その他の事項

- (1) 学校基本方針について、策定状況を確認し、市のホームページ上で公表する。
- (2) 当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、津山市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- (3) いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供の際に取得した個人情報の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

第3章 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に必要な措置を行う。また、組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、いじめ問題対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、教育委員会と適切に連携を図りながら学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ問題対策基本方針の策定

学校は、国や県並びに市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめ防止等の取組について基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校の基本方針には、「いじめ防止」「早期発見」「いじめへの対処」を主な項目として「学校がどのような児童生徒を育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を示し、策定した学校基本方針については、市のホームページ上で公開する。

2 いじめ問題対策委員会（仮称）の設置

学校は、当該校の複数の教職員に加え、心理や福祉の専門家によって構成される「いじめ問題対策委員会」を組織する。

<いじめ問題対策委員会の役割>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- 具体的で実効性のある校内研修の企画
- 実態把握や情報収集を目的とした取組
- いじめが起きた場合の組織的な対応
- いじめ事案の事実関係を調査する母体
- 保護者や地域への情報提供
- いじめ防止等についての取組の検証、改善

3 学校が実施すべき取組

(1) いじめの未然防止

学校は、道徳教育や人権教育及び体験活動等様々な教育活動の充実に努め、児童生徒がお互いを思いやり、生命を大切にする態度や自他の人権を尊重する意識を育成する。

学校は、心理検査等を活用し、児童生徒一人ひとりを大切にした学級経営を目指す。

学校は、児童生徒、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

学校は、インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者への啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

学校は、日常的に児童生徒の様子や行動を観察するとともに、保護者と連携を図りながら、細かな変化を把握する。

学校は、いじめの実態を適切に把握するため、定期的なアンケート調査の実施、児童生徒との定期的な教育相談を実施する。

学校は、児童生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る悩み等を抵抗なくいつでも相談できる体制を整備する。

インターネット等で行われるいじめに対しては、県のネットパトロール等から状況を把握し、いじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、警察等の関係機関と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、児童生徒がいじめを受けているとわかったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめを止めさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

- いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
- いじめを行った児童生徒に対する指導及び、支援並びにその保護者に対する助言
- 全体（学級、部活動、遊び仲間等）の問題として、児童生徒への指導

学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察との連携を図る。

(4) 児童生徒いじめ問題対策委員会・会議の開催

学校は、いじめ防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を行うため、児童生徒いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）・会議を開催する。

対策委員会・会議は、主体的、自治的な活動の中で、いじめ防止等についての取組を企画立案し、実施することで、児童生徒自らの力でいじめ問題の撲滅を図る。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の発生

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点での学校の判断にかかわらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事案であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査にあたる。

(5) 調査結果の提供及び報告

学校又は、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童生徒等や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

市長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。（法第30条第2項）

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、津山市いじめ問題調査委員会（仮称）を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援を行う。

また、再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては、必要な配慮を確保する。

なお、「津山市いじめ問題対策連絡協議会」、「津山市いじめ問題専門委員会」、「津山市いじめ問題調査委員会」の各組織名称については、議会の議決をもって名称として決定する。